

## 駅通路等のポスター等掲示に関する取扱要領

平成19年11月1日

長岡市土木部道路管理課

駅通路等の掲示板の利用を希望される方は、掲示したいポスター等を長岡市土木部道路管理課まで持参し、利用許可の申請をしてください。

市民の皆さんに利用され、親しまれる掲示板とするため、次のとおり取り扱うこととします。

### 1 掲示することができるポスター等の範囲

掲示することができるポスター等の範囲は、広告をする事業、催し物等が次のすべてに当てはまるものに限り、なお、チラシや配布物は、ポスター等に添付しないでください。

- (1) 入場料が無料であること。ただし、国、県、市又はその関係機関が主催し、又は共催する場合を除く。
- (2) 開催会場が長岡市内であること。
- (3) 事業、催し物等の内容が政治的又は宗教的なものを含んでいないこと。
- (4) 特定の企業や商品の宣伝となるものではないこと。

### 2 掲示期間

掲示期間は、同一の内容又は事業ごとに1ヶ月を限度とします。継続延長はできません。(通年の事業等である場合は、年1回の希望期間とします。)

ただし、許可後であっても、管理者の判断により期日前に撤去されることがあります。(例：内容が上記1を満たしていないことが判明した場合、他の公共的な宣伝をする必要がありスペースを確保しなければならない場合 など)

### 3 掲示可能箇所

長岡駅東口通路・長岡駅大手口駅前広場地下道・宮内駅連絡通路の計3箇所(各箇所1枚)を限度とします。

### 4 掲示期間終了時の撤去

掲示期間が終了したときは、速やかに撤去してください。

### 5 掲示場所の徹底

通路等の環境美化を保ち、親しまれる掲示場とするため、掲示板以外の通路壁面等には、ポスター等を掲示しないでください。

## 6 その他

期間終了時の撤去、掲示場所の徹底（掲示板外へのはみ出し禁止、壁面掲示禁止等）が守れないときは、次回以降許可できない場合があります。

## 7 国・県・市又はその関係機関の判断

(1) 国・・・明確に国機関又はその関係機関と判断できるもの

OK…国立〇〇・独立行政法人〇〇 NG…NEXCO（元道路公団）

(2) 県・・・明確に県機関又はその関係機関と判断できるもの

OK…新潟県立〇〇

NG…新潟県〇〇助成事業

(3) 市・・・明確に市機関又はその関係機関と判断できるもの（市役所の電話番号表に電話番号が記載されている部署・団体）及び市の外郭団体

OK…長岡市〇〇課・長岡市立〇〇

ア) 市役所の電話番号表に電話番号が記載されている団体

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ・科学博物館          | ・長岡リリックホール     |
| ・長岡地域広域行政組合     | ・ハイブ長岡         |
| ・企業公社           | ・青少年文化センター     |
| ・国際交流センター 地球広場  | ・ワークプラザ長岡      |
| ・まちの情報コーナー まちの駅 | ・消費生活センター      |
| ・障害者プラザ         | ・市民相談コーナー      |
| ・ウィルながおか        | ・ちびっこ広場        |
| ・市民活動センター       | ・ファミリーサポートセンター |
| ・まちなか花火ミュージアム   | ・各消防署          |
| ・各市立体育館         | ・各地域図書館        |
| ・長岡ロングライフセンター   | ・シルバー人材センター    |
| ・各高齢者センター       | ・各コミュニティセンター   |
| ・その他出先機関        |                |

イ) 市の外郭団体

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ・(財)長岡市芸術文化振興財団 | ・(社福)長岡市社会福祉協議会 |
| ・(財)長岡市国際交流協会   | ・(財)長岡市米百俵財団    |
| ・(財)長岡市体育館      | ・(財)長岡市産業交流会館   |
| ・長岡観光・コンベンション協会 | ・(財)長岡花火財団      |

NG…長岡市〇〇助成事業

注意・・・使用料等の料金がかかる事業について、国・県・市が後援する場合がありますが、あくまで主催・共催の場合のみ掲示許可となりますので注意してください。

## 8 政治的・宗教的内容の判断

(1) OK…NG以外のもの

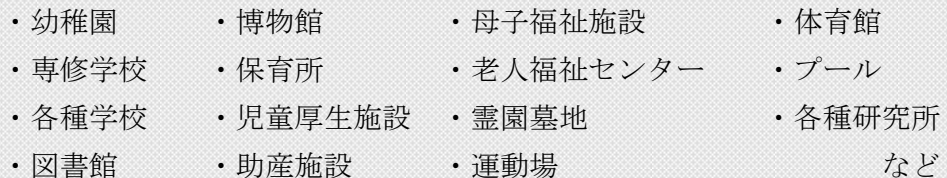
(2) NG

- ア) 特定の政党その他の政治的団体の構成員になるように、又はならないように勧誘活動を行うような集会・講演会
- イ) 政党その他の政治的団体及び政治家のPR
- ウ) 選挙又は投票において特定の人を支持し、投票するように、又はしないように勧誘活動等を行う集会・講演会
- エ) 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき（要協議）

## 9 宗教的内容の判断基準

(1) OK

ア) 宗教法人・団体が収益事業として行っている施設等に関する行事・お知らせ（その内容にNGを含む場合を除く）

- 
- ・幼稚園
  - ・博物館
  - ・母子福祉施設
  - ・体育館
  - ・専修学校
  - ・保育所
  - ・老人福祉センター
  - ・プール
  - ・各種学校
  - ・児童厚生施設
  - ・霊園墓地
  - ・各種研究所
  - ・図書館
  - ・助産施設
  - ・運動場
  - など

イ) 特定の宗教に起源をもつ活動であっても、一般人にそのことを感じさせない程度までに慣行化している又は伝統的なものとして認められている行事（例：クリスマス・ハロウィン・流鏝馬・地鎮祭など）

(2) NG

- ア) 宗教団体が行う集会・講演会・つどい・セミナー・展示会・販売会
- イ) 特定宗教家のPR
- ウ) 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき（要協議）

## 10 許可・不許可の判断が難しい場合

判断に迷う場合が想定されるため、その場合については次のとおり取扱うこととする。

(1) 即断せず「後日回答したい」旨を申請者に伝える。

（許可になった場合は許可シールを郵送することがあるので、郵便番号・住所・送付先を確認しておく。〔申請台帳には住所の記載欄がないため〕）

(2) 内部で検討し、許可・不許可の判断を決定する。（3日以内）

(3) 申請者に判断の結果を電話で伝える。（不許可の場合はここまで）

(4) 許可になった場合は、許可シールを郵便等により申請者に交付する。

11 ポスター掲示の許可を与える場合は、受付者は別紙「駅連絡通路・駅前広場地下道ポスター掲出簿」を記載し、他の道路管理課員の確認を経た後にシールを交付する。